

防犯カメラの設置及び運用に 関するガイドライン



荒川区

はじめに

1 趣旨

防犯カメラは犯罪の抑止や事件の解決に有用である一方で、撮影される個人のプライバシー保護に関する懸念や不安などの課題があります。

そこで区では、プライバシーを保護し、画像の流出や悪用を防ぐとともに、撮影される個人の不安解消を図り、防犯カメラの設置及び運用の適正化を促進するため、「荒川区防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインは、防犯カメラの設置にあたり配慮すべき事項をまとめたものです。防犯カメラ設置者の皆様は、これを参考に適正な運用に努めていただくようお願いします。

2 定義

- (1) 防犯カメラとは、犯罪の防止を目的として特定の場所に継続的に設置される画像撮影装置で、撮影した画像を表示し、又は録画機能を有するものをいいます。
- (2) 画像とは、防犯カメラのモニターに表示される画像で、特定の個人を識別することができるものをいいます。
- (3) 画像データとは、防犯カメラの映像記録装置で録画される電磁的記録で、画像として表示することにより特定の個人を識別することができるものをいいます。

防犯カメラの設置及び運用にあたり配慮すべきこと

1 設置目的

防犯カメラの設置にあたっては、設置目的（犯罪の防止）を明確にする必要があります。

設置目的を明確にし、それ以外に利用しないことが、プライバシーや個人情報の保護のため重要です。

2 撮影対象区域等

防犯効果が高められると同時に、個人のプライバシー保護との調和を図るため、撮影範囲は必要最小限とします。

3 設置の表示

設置区域内の見やすい場所に防犯カメラが設置されていることを分かりやすく表示するとともに、設置者の名称・連絡先も表示します。

4 管理責任者等

(1) 管理責任者

防犯カメラの適正な管理運用を図るため、管理責任者を指定します。

(2) 取扱者

防犯カメラ等の機器の操作や画像の視聴を行う取扱者を指定します。

原則として、管理責任者及び取扱者以外の者の機器の操作や画像の視聴を禁止するものとします。

5 画像データの保管等

画像データの漏えい、滅失、毀損又は流出等の防止、その他の安全管理を徹底するために、次の事項に留意し、慎重かつ適正な保管を行うものとします。

(1) 画像データの保管期間

画像データの保管期間は短期間とします。

区が街頭に設置している防犯カメラは保管期間を7日程度としていますが、防犯カメラの設置者は必要な保管期間を定め、不必要な画像データの保管は行いません。

保管期間が終了した画像データは、管理責任者又は取扱者が直ちに消去します。

(2) 画像データの保管方法

防犯カメラのモニターや映像記録装置、画像データを記録した記録媒体（外付けハードディスク、メモリーカード、DVD等）やパソコンについては、管理責任者や取扱者以外の者の視聴や盗難等の防止のため、施錠できる室内や設備の中で厳重に保管します。

6に定める場合を除き、画像データの複写及び加工、外部への持ち出しを禁止します。

(3) 通信回線の措置

画像データの表示や保存をする場合において、通信回線に接続する必要があるときは、インターネット回線を使用しないこととします。

また、暗号化する・パスワードを設定する等の対策を行います。

(4) 記録媒体の廃棄

画像データの記録媒体を廃棄する場合には、粉碎・裁断等の処理を行い、復元することができないようにします。

6 画像等の適正な管理

画像や画像データから知り得た情報は、第三者に漏らしてはなりません。管理責任者及び

取扱者でなくなった後も同様です。

また、画像データは、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供してはなりません。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 法令に基づく照会等を受けたとき
 - ア 捜査機関が作成する捜査関係事項照会(刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項)を受けたとき
 - イ 裁判官が発する令状(刑事訴訟法第 2 1 8 条第 1 項)を受けたとき
 - ウ 弁護士会から弁護士法第 2 3 条の 2 第 2 項に基づく照会を受けたとき
 - エ その他法令に基づく照会等を受けたとき
- (3) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認めたととき
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき

なお、提供にあたっては、提供日時、提供先、提供画像データ内容、提供理由等を記録しておきます。

7 画像等の開示

本人から画像の開示を求められたときは、本人以外の第三者が映り込んでいる画像データを開示しないようにします。

開示する場合は、本人以外の第三者の画像を除去する等の対応を行います。

8 苦情の処理

当該防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは、誠実かつ速やかに対応しなければなりません。

9 保守点検時の立会い

画像データの記録が正しく行われているか、定期的に確認します。

また、防犯カメラの保守点検を事業者に委託する場合は、画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止のために立ち会います。

10 遵守事項

画像データについては、「個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」を遵守し、適正に取り扱うこととします。

設置運用基準を作しましょう

防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの設置及び運用に当たって、このガイドラインの内容に沿った基準を作成します。以下に例を示しますので、参考にしてください。

また、防犯カメラの管理運用業務を委託する場合には、委託業者にこのガイドライン及び設置運用基準を遵守させます。

【設置運用基準の例】

地区における防犯カメラの設置及び運用並びに画像等の取扱いに関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、荒川区防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)の規定に基づき、が地区に設置する防犯カメラの管理及び運用並びに画像等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 画像 防犯カメラの映像表示装置により表示された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

(2) 画像データ 防犯カメラの映像記録装置により記録された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、防犯カメラの映像表示装置等を用いて画像として表示することにより特定の個人を識別することができるものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この基準で使用する用語の意義は、法及びガイドラインで使用する用語の例による。

(設置目的)

第3条 は、地区における犯罪の発生を予防し、地区の安全及び安心を確保することを目的として、防犯カメラを設置する。

(設置年月日)

第4条 は、年月日に防犯カメラを設置し、同日からその運用を開始する。

(機器構成等)

第5条 は、映像記録装置が搭載された台の防犯カメラを地区の区域内に設置する。

2 は、画像データを電磁的記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）に記録するものとする。

（撮影対象区域等）

第6条 防犯カメラの撮影の対象となる区域、防犯カメラの配置並びに防犯カメラを設置している旨及び防犯カメラを設置している者の名称を表示する場所は、別紙図面のとおりとする。

（防犯カメラ管理責任者等）

第7条 防犯カメラの管理及び運用に関する責任者（以下「管理責任者」という。）は、
とする。

2 防犯カメラを取り扱う者（以下「取扱者」という。）は、
及び
とする。

（画像データの保管等）

第8条 画像データの保管期間は、画像データとして記録された日から 日間とする。

2 管理責任者は、画像データの保管期間が経過したときは、速やかに当該画像データを削除しなければならない。

3 管理責任者は、画像データが記録された電磁的記録媒体（以下「データ記録媒体」という。）を、
に設置された施設することができる保管庫に保管するものとする。

4 管理責任者は、画像データの保管に当たっては、画像データの漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

（通信回線の措置）

第9条 管理責任者は、画像データの表示又は保存をする場合において、通信回線に接続している電子計算機を使用するときは、画像データの漏えい、滅失又は毀損等を防止するために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第10条 管理責任者は、画像データの表示又は保存をする場合において、通信回線に接続する必要があるときは、画像データの漏えい、滅失又は毀損等を防止するために、インターネット回線を使用してはならない。

2 管理責任者は、画像データの漏えい、滅失又は毀損等を防止するために、前項の通信回線について接続の制限又は暗号化等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（記録媒体の廃棄）

第11条 管理責任者は、データ記録媒体を廃棄するときは、画像データを消去し、又はデータ記録媒体を粉砕する等の方法により画像データを復元することができないようにしなければならない。

（画像等の適正な管理）

第12条 管理責任者及び取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 画像及び画像データ（以下「画像等」という。）から知り得た情報を他に漏らさないこと。管理責任者及び取扱者でなくなった後においても同様とする。

（2） 次に掲げる場合を除き、画像等を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないこと。

ア 画像等から識別される特定の個人の同意があるとき。

イ 法令等に定めがあるとき。

ウ 区民等の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

エ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 管理責任者は、前号に掲げる場合において、画像等を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供するときは、必要と認められる画像等を抽出し、記録媒体に記録する方法により、画像等の利用又は提供を行うこととする。

(画像等の開示)

第13条 管理責任者は、区民等から自己の画像等の開示を求められたときは、当該区民等以外の者が撮影されていない場合に限り、当該画像等を開示するものとする。

2 前項の規定による画像等の開示は、当該画像等を閲覧させる方法により行うものとする。

(費用負担)

第14条 第12条第3号の利用及び提供並びに前条第1項の開示(以下「利用等」という。)の請求に要する手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、画像等の利用等の実施に係る画像等の抽出及び記録媒体への記録並びに閲覧に要する費用は、請求者の負担とする。

(苦情の処理)

第15条 管理責任者は、その設置し、又は管理する防犯カメラの位置、管理及び運用に関する区民等からの苦情があったときは、迅速かつ適切に処理するものとする。

(保守点検時の立会い)

第16条 管理責任者は、画像データの記録が正しく行われているかどうかを1年に1回以上確認しなければならない。

2 管理責任者又は取扱者は、前項の確認を事業者に委託するときは、画像データの漏えい、滅失又は毀損等を防止するため、当該確認に立ち会うものとする。

(その他)

第17条 この基準に定めるもののほか必要な事項については、管理責任者が別に定める。

付則

この基準は、 年 月 日から施行する。



- 令和5年8月作成 -

このガイドラインについてのご質問やご相談はこちらへ

荒川区 区民生活部 生活安全課 生活安全係

電話 03 - 3802 - 4652

FAX 03 - 3891 - 8892